

## 外貨積立預金規定

### 1. (取扱い店の範囲)

この預金は、口座開設店（以下、「当店」という。）のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 2. (明細表の発行)

この預金については、通帳を発行しません。

この預金の取引明細は、当行が作成する取引明細表に記載して交付しますので、別に交付した「外貨積立預金取引明細帳」に閉じ込んで保管してください。

この預金を通帳扱いに変更することはできません。

### 3. (預金の受入れ等)

この預金への受入れは、第4条に定める方法により、あらかじめ指定された円預金口座からの口座振替によるものとします。

この預金の受入額は、当行所定の金額以上とします。

この預金は、の口座振替のほか、次に掲げる方法による預入れができます。ただし、通貨の種類によってはお取扱いできない場合があります。

外貨現金。

外国為替による振込金。

この口座に入金するためのものとして当行が売却した外貨。この場合、預入日の当行所定の為替相場により換算します。

前項により預入れる場合には、「外貨積立預金取引明細帳」、次条の口座振替依頼書にて指定する引落指定口座の通帳またはキャッシュカードをご持参下さい。

### 4. (口座振替による預入れ)

この預金の口座を開設するにあたっては、振替日、振替金額および引落指定口座（ただし、当店取扱いの同一名義人口座に限り、）等当行所定の事項を別に提出する口座振替依頼書により指定するものとします。なお振替金額は当行所定の金額以上の円貨額にてご指定いただきます。

当行は前項の振替日（銀行休業日の場合は、その翌営業日とします。以下、同様とします。）の当行所定の時刻に、後記に定める金額を引落指定口座から引落します。ただし、引落指定口座の残高（総合口座の場合は普通預金残高）がこの金額に満たないとき（総合口座の場合は貸越金が発生または増加するとき）は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。

引落指定口座からの引落しにあたっては、総合口座取引規定に定める当座貸越およびカードローン契約規定に定める自動融資は適用されません。

引落指定口座からの引落金額は、前記により指定された振替金額にかかわらず、前記の振替金額を当行所定の外国為替相場で除し、100分の1通貨単位未満を切り捨てた金額（以下「入金外貨金額」といいます。）に当行所定の外国為替相場を乗じた円貨金額とします。（この結果、前記にて指定された振替金額に満たない場合があります。）

振替日においてこの預金へ預入れる外貨金額は、前項の入金外貨金額とします。

同日にこの預金にかかる口座振替が複数ある場合、そのいずれから取扱いを行うかは当行の任意とします。

引落指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合およびこの口座振替を中止する場合には、振替日の前営業日まで当行所定の方法により届け出てください。

### 5. (預金の払戻し)

この預金を払い戻すときは、届出の印章のほか、「外貨積立預金取引明細帳」、引落指定口座の通帳またはキャッシュカードのいずれかを提出してください。なお、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の払戻しをお断りすることがあります。

円貨による払戻しは、払戻日の当行所定の為替相場により換算のうえ支払います。

外貨現金による払戻しについては当行所定の都合によって当行所定の為替相場により換算した当該外貨額相当の円貨により支払うことがあります。

#### 6.(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし利率は金融情勢等の変化により変更することがあります。

#### 7.(手数料)

この預金の預入れ、または払戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。

#### 8.(届出事項の変更等)

届出の印章を失ったとき、または届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 9.(成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人・成年後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人・任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって届け出てください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。

前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。

前4項の届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 10.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印章または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 11.(譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 12.(解約等)

この預金口座を解約する場合には、届出の印章のほか、「外貨積立預金取引明細帳」、引落指定口座の通帳またはキャッシュカードのいずれかを持参のうえ当店に申し出てください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

この預金の預金者が前条1項に違反した場合

この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

— 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において預金者や第9条の成年後見人等の所在が明らかでなくなったとき

この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A．暴力団
- B．暴力団員
- C．暴力団準構成員
- D．暴力団関係企業
- E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F．その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A．暴力的な要求行為
- B．法的な責任を超えた不当な要求行為
- C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害するもの
- E．その他前各号に準ずる行為

この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章のほか、「外貨積立預金取引明細帳」、引落指定口座の通帳またはキャッシュカードのいずれかを持参のうえ、当店に申し出て下さい。この場合、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 13.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 14.(準拠法)

この預金取引については、外国為替および外国貿易法または同法に基づく命令規則等も適用されます。

この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する責務を担保するため、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務からまた当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から、相殺されるものとします。

前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、並びに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

17.(取扱内容の変更)

当行は、外国当局の規制または政策変更その他の相当な事由があると認められる場合には、取扱内容の変更、預金取引の停止をすることができるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)